

教育長	次長	係長	係	文書
				

9 教 職 第 5 4 号

平成 9 年 4 月 3 0 日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

妊産婦の健康診断について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部が改正されました。（県公報第 7 9 5 2 号に登載）

改正の内容については下記のとおりですので、適正な運用をしてください。

記

1 改正の内容

妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が、母子保健法第 1 0 条及び第 1 3 条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合に認められる特別休暇の回数のうち、妊娠 7 月の回数が現行の「4 週間に 1 回」から「2 週間に 1 回」とされたこと。

2 妊娠 7 月とは、妊娠 2 4 週から 2 7 週までをいうものであること。

3 この改正規則の施行日は、平成 9 年 4 月 3 0 日であること。